パブリック・コメント手続制度の流れ（イメージ図）

実施機関（鹿嶋市）

▼

施策等（条例・計画等）の検討

施策等とは
- 計画の策定，改定
- 条例，規則，要綱等の制定，改廃
- 憲章，宣言等の策定，改廃　など

▼

施策等の素案の作成

▼

パブリックコメント実施の予告

市報や市ホームページで予告。
- 施策等の案の名称
- 施策等の案の入手方法
- 意見の募集期間　など

予告 →

▼

施策等の案等の公表

市ホームページの掲載や指定場所での閲覧・配布により公表。
- 施策等の案
- 施策等の趣旨，目的，経緯，考え方
- 関係資料　　など

公表 →

▼

施策等の案に対する市民等からの意見等の提出

意見等を書面，郵便，電子メール，ファックス等により提出してください。
※提出する際は，氏名・住所等を必ず明記してください。

← 意見等

一カ月程度

▼

寄せられた意見等の検討

▼

施策案の修正

▼

施策等の意思決定

寄せられた意見等を考慮して意思決定。

▼

市の意思決定

▼

公表
- ①決定した施策等
- ②寄せられた意見等の概要
- ③意見等に対する市の考え方
- ④修正した内容

募集中の案件及び募集を終了した案件を一覧表にし，市ホームページに掲載。

公表 →

▼

決定した施策等を議会等へ提出・報告

▼

施策等の施行・実施

市民等

（※市内に在住・在勤・在学・事務所・事業所がある
※市に納税義務がある
※事案に対して利害関係を持つ
個人及び法人
その他団体）